

# 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 業務説明会 Q&A解説

令和3年8月  
財務省関税局・EPA原産地センター

# 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定業務説明会Q&A解説 目次

<u>I. RCEP協定の概要</u>	
協定の発効	・・・3-5
<u>II. 物品の貿易</u>	
附属書 I（関税に係る約束の表）	・・・6-8
<u>III. 税関手続</u>	
関税暫定措置法第8条との関係	・・・9
認定事業者と認定輸出者について	・・・10
事前教示制度	・・・11
<u>IV. その他</u>	
税率差	・・・12-14
発効前説明会	・・・15
<u>V. 原産地規則</u>	
原産地規則	・・・16-17
原産材料のみから生産される産品	・・・18-19
繊維製品の品目別規則	・・・20
軽微な工程及び加工	・・・21
僅少の非原産材料	・・・22-23
積送基準	・・・24-25
猶予期間	・・・26
輸入後の関税上の特恵待遇の要求	・・・27
原産品であるかどうかについての確認	・・・28-29
記録の保管に関する義務	・・・30-31

# 協定の発効①

**Q1** RCEP協定の発効時期について教えてください。

**A1** RCEP協定は、①ASEANの構成国である署名国10か国のうち少なくとも6か国、及び②ASEANの構成国でない署名国5か国、すなわち日本、中国、韓国、豪州及びNZのうち少なくとも3か国が批准書等をASEAN事務局長に寄託してから60日後に、それらの署名国（締約国と言います）の間で発効します。

RCEP協定税率は、協定の発効後、それらの締約国で輸出入される貨物に対してのみ適用が可能です。具体的な発効時期については、発効要件（①及び②）を満たした段階でなるべく公表を行います。

## 協定の発効②

**Q2** RCEP協定が発効された場合、他のEPAとの適用関係はどのようなになりますか。

**A2** RCEP協定発効後、RCEP協定と既存の経済連携協定はそれぞれ別個の国際約束として併存します。どの協定を利用するかは、それぞれの協定における製品の譲許内容等を考慮し、事業者の皆様にご判断していただくこととなります。

## 協定の発効③

**Q3** RCEP協定の発効後に新たに批准書等を寄託した国の関税撤廃のスケジュールはどうなりますか。

**A3** RCEP協定発効後に新たに締約国となった署名国（ASEAN構成国と日本、中国、韓国、豪州及びNZ）の関税の引下げや撤廃については、関税に係る約束の表（附属書 I）の一般的注釈の 5 に従い、協定が発効した日に開始したものとみなされます。

例えば、協定発効後 5 年目に締約国になった署名国に対しては、当該署名国について協定が発効した年において、既にステージング表の 5 年目の税率が適用されます。

なお、一般的注釈の 5 は、将来的に新たに RCEP 協定に加入する国について定めたものではありません。

【参考】関税に係る約束の表（附属書 I）の一般注釈（抜粋）

- 5 この附属書の全ての表に定める段階的な関税の引下げ又は撤廃（この協定が第二十・六（効力発生）3の規定に従ってより遅い日に自国について効力を生ずる署名国の表に定める段階的な関税の引下げ又は撤廃を含む。）については、この協定が効力を生ずる日に開始したものとみなす。

## 附属書 I（関税に係る約束の表）①

**Q4** RCEP協定締約国ごとの関税引下げの期間・開始時期について教えてください。

**A4** 「関税引下げの期間」とは、当該引下げによって適用されることとなった税率がいつからいつまで適用されるかを示しています。

最初の関税の引下げは、協定の発効の日に締約国が一斉に行いますが、2回目以降の関税引下げの時期は締約国によって異なります。

具体的には、日本、インドネシア、フィリピンの3か国は毎年4月1日に関税の引き下げを行い、翌年3月31日まで当該引下げ後の税率が適用されます。

日本、インドネシア、フィリピン以外の国は毎年1月1日に関税の引下げを行い、同年12月31日まで当該引下げ後の税率が適用されます。

## 附属書 I（関税に係る約束の表）②

**Q5** RCEP協定の発効後、各品目に適用される最新のRCEP協定税率はどこで確認すればよいですか。

**A5** RCEP協定の発効に伴い、日本側の情報については、現行の税関HPの実行関税率表にRCEP協定税率が追記されることとなります。

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate							関税率 Tariff rate		
番号 H.S.code	基本 General		暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU	英国 UK	日米 貿易協定	
03.01		魚（生きているものに限る。）										
		観賞用の魚										
0301.11		淡水魚										
	100	1 こい（キュプリヌス属のもの）及び金魚（カラシウス・アウラトゥス）	5%		3.5%		無税	1.6%	無税	無税	無税	
	200	2 その他のもの	2.5%		1.7%	無税		無税	無税	無税		

# 附属書 I（関税に係る約束の表）③

**Q6** RCEPのステージング表はどのホームページでいつ公表されますか。

**A6** 税関HPにおいて、RCEP協定発効の一定程度前に公表したいと考えております。

The screenshot shows the Japan Customs website with the following content:

- Header: 税関 Japan Customs, 文字サイズ +大きく 元に戻す -小さく, サイト内検索 検索
- Navigation: ホーム, 海外旅行の手続き, 輸出入の手続き, 水際での取扱い, 貿易統計, カスタムスアンサー (FAQ)
- Location: 全国の税関, 函館, 東京, 横浜, 名古屋, 大阪, 神戸, 門司, 長崎, 沖縄
- Breadcrumb: 現在位置: ホーム > 経済連携協定 (FTA/EPA) (関税・税関関係) > 締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等 > ステージング表をご利用になる前に
- Section: (重要) ステージング表をご利用になる前にお読みください
- Text: 掲載している経済連携協定 (EPA) 等のステージング表 (我が国が約束した関税率の一覧表) は、各協定の附属書を基に、財務省・税関が利用者の利便性向上のために行政サービスの一端として作成し、公開しているものです。  
情報の正確性については万全を期しておりますが、財務省・税関は利用者が当該の情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。(税関ホームページに関する免責事項はこちら)
- Text: EPA特惠税率や関税割当制度の対象品目・割当数量、その他詳細につきましては、各協定の附属書 (外務省ホームページ) で、再度ご確認ください。
- Section: ステージング表記載内容についての注意事項
- List-Group:
  - 各表は実行関税率表 (2021年4月1日版) を元に作成しています。
  - 税率欄が空白となっている箇所は、その協定では適用される税率がないことを示します。
  - 一つの統計品目番号について2つ以上の税率が設定されている品目については、2つのラインに分けて税率を記載している場合があります。
- Section: EPA等のステージング表 (日本側関税率一覧) へのリンク
- List-Group:
  - 日シンガポールEPA (2021年4月版) (PDF:3.046KB) (CSV:202KB)
- Right Sidebar:
  - 財務省関税局・税関の組織
    - 財務省関税局・税関の紹介
    - 税関所在案内
    - 所管の法人に関する情報
  - 施設等機関
    - 関税中央分析所
    - 税関研修所
  - 関税政策・税関行政
    - 所管法令等
    - 特殊関税
    - 審議会・研究会
    - 政策評価 (関税局・税関関連)
    - 国際機関 (WTO・WCO)

## 関税暫定措置法第8条との関係

**Q7** 関税暫定措置法第8条（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）とRCEP協定税率の適用関係はどうなりますか。

**A7** RCEP協定発効後も関税暫定措置法第8条に基づく減税制度は維持されます。

また、同制度とRCEP協定税率を同時に利用すること、すなわち同制度に基づく減税計算における関税額の算出に際して、RCEP協定税率を適用して関税額を算出することも可能です。

## 認定事業者と認定輸出者について

**Q8** 協定4.13条の認定事業者とは誰を指すのですか。認定輸出者とは異なるのでしょうか。

**A8** 協定第4.13条の認定事業者は、同条第2項の特定の基準を満たすものをいい、我が国では税関が承認・認定するAEO事業者（「特定輸出者」、「特例輸入者」、「特定保税承認者」、「認定通関業者」、「特定保税運送者」）がこれに該当します。

一方、認定輸出者は、原産地証明を適正にできるかどうかという観点で我が国では経済産業大臣によって認定される者であり、AEO事業者とは異なります。

# 事前教示制度

**Q9** 事前教示制度について教えてください。RCEP協定に関する事前教示制度はいつから利用可能ですか。

**A9** 事前教示制度は、輸入者等が、輸入を予定している貨物の関税分類、原産地基準、関税評価について、輸入申告より前の時点において輸入締約国の税関に対する照会及び回答の受領ができる制度です。

日本税関では、事前教示は文書による照会を原則としていますが、口頭又はEメールによる照会も可能です。ただし、文書による照会の場合は、事前教示の内容が輸入申告の審査の際に尊重されるのに対し、口頭又はEメールによる照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合は、事前教示の内容は審査の際に尊重されませんのでご注意ください。

より正確を期すためには文書による照会をお勧めします。

また、RCEP協定の文書による事前教示は、同協定の発効前から受付を開始する予定です。具体的な日時等については税関HPであらためてご案内いたします。

# 税率差 ①

**Q10** RCEP協定では①対ASEAN・豪州・NZ ②対中国 ③対韓国、の3つの関税率が存在するという理解で良いでしょうか。

**A10** RCEP協定における日本の関税譲許の内容は、一部の品目について譲許税率を締約国ごとに個別に設定する「個別譲許」を採用しており、

①対ASEAN・豪州・NZ、②対中国、③対韓国の3つに分かれています。

なお、全ての品目について3つの異なる譲許内容が設定されている訳ではなく、品目によっては、①、②、③の全てに共通の譲許内容が設定されているものもあれば、①と②は同じ譲許内容で、③のみが異なるといった場合もございます。

## 税率差 ②

**Q11** RCEP協定2.6条の税率差について教えてください。具体的な事例などを示したガイダンス等を発出する予定はありますか。

**A11** 現在、運用の詳細は検討中であり、協定の発効前に説明会を開催し、詳細を周知して参ります。

# 税率差 ②

(続き)

- ▶ 第17章 一般規定及び例外 [\(PDF\)](#)  
- ▶ 第18章 制度に関する規定 [\(PDF\)](#)  
  - 附属書18A (RCEP合同委員会の補助機関の任務) [\(PDF\)](#)  
- ▶ 第19章 紛争解決 [\(PDF\)](#)  
- ▶ 第20章 最終規定 [\(PDF\)](#)  
- ▶ 附属書I 関税に係る約束の表 [\(PDF\)](#)  
- ▶ 附属書II サービスに関する特定の約束に係る表 [\(PDF\)](#)  
- ▶ 附属書III サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表 [\(PDF\)](#)  
- ▶ 附属書IV 自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表 [\(PDF\)](#)  

付録 第二・六条 (関税率の差異) 3の規定に関する付録

この付録の規定の適用上、

「追加的な要件」とは、原産品の輸出締約国が、第三・五条(域内原産割合の算定)の規定に必要な変更を加えたものに基づいて算定するところにより当該原産品の価額の総額の二十パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国であるとの要件をいう。(注)

注 この付録の規定に従い当該原産品の価額の総額を算定するに当たっては、第三・四条(累積) 1の規定にかかわらず、他の一又は二以上の締約国において生産された商品又は材料は、その原産品又は原産材料としての資格にかかわらず、非原産品又は非原産材料とみなす。

「期間」とは、日本国が追加的な要件を課する期間をいう。当該追加的な要件を課することは、原産品が日本国による関税率の差異の対象である期間に限定される。

この付録の表に掲げる日本国の関税分類番号の九桁番号及びその品名は、それぞれ日本国の関税に係る表の表に掲げる日本国の関税分類番号の九桁番号及びその品名に対応するものである。

※第2.6条(関税率の差異)  
3の規定に関する付録は、  
附属書 I の1310ページより  
掲載

# 発効前説明会

**Q12** RCEP協定の発効前説明会の予定は決まっておりますでしょうか。また説明会の日時などはどのように告知されますか。

**A12** 発効前説明会の具体的な開催時期は現時点で決まっていないものの、発効まで十分な時間的余裕を持って開催したいと考えております。また、開催の案内につきましては、6月の事業者向け説明会の時と同様、税関HP及び関税協会のHPに掲載する予定です。

# 原産地規則

**Q13** RCEP税率適用を受けるための原産地規則（付加価値の割合等）は他のEPAと異なるのでしょうか。

**A13** RCEP協定の原産地規則は他のEPAとは異なります。

原産地規則は各協定の交渉の結果として定められたものであることから、RCEP協定のみならず各協定で異なりますのでご注意ください。各協定の原産地規則は、税関HP原産地規則ポータルからご確認いただけます。

# 原産地規則

(続き)

## ● RCEP協定 HS第39.01項PSR

部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description
07	39			プラスチック及びその製品 Plastics and articles thereof 第1節 一次製品 I.- PRIMARY FORMS
		3901		エチレンの重合体 (一次製品に限る。) Polymers of ethylene, in primary forms.
			390110	比重が0.94未満のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of less than 0.94

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2012)	CTH又はRVC四〇	
REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT (HS2012)	CTH or RVC40	

## ● 日EU協定 HS第39.01項PSR

部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description
07	39			プラスチック及びその製品 Plastics and articles thereof 第1節 一次製品 I.- PRIMARY FORMS
		3901		エチレンの重合体 (一次製品に限る。) Polymers of ethylene, in primary forms.
			390110	比重が0.94未満のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of less than 0.94

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
日EU経済連携協定(HS2017)	CTSH, 化学反応が行われること、 MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)	<a href="#">第7部注 / Section 7 Note</a> <a href="#">注釈5 / Note5</a>
Japan-EU EPA (HS2017)	CTSH: A chemical reaction is undergone; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	

## 原産材料のみから生産される産品

**Q14** 資料23ページの「原産材料のみから生産される産品」の例について、2次材料であるトマトが非締約国の産品である場合、当該トマトを使って生産したトマトケチャップが締約国の原産材料として認められるためには、トマトケチャップの品目別規則である類の変更を満たす必要があるという理解で良いでしょうか。

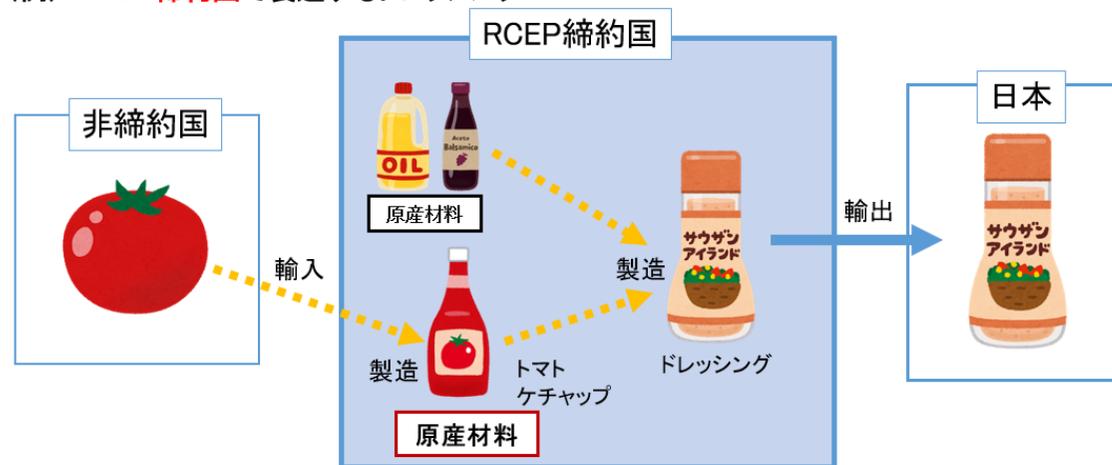
**A14** ご理解のとおりです。非締約国で生産された2次材料（最終産品の生産に直接使用される材料の材料。例示ではトマト）を使用している場合、最終産品が資料23ページ「原産材料のみから生産される産品」と認められるためには、最終産品の生産に直接使用される1次材料（例示ではトマトケチャップ）が、品目別規則を満たす原産品（原産材料）である必要があります。

# 原産材料のみから生産される産品

(続き)

資料の例示はわかりやすさの観点から非原産材料をトマトに限定して記載しております。トマトケチャップ（HS第21.03項）に適用される品目別規則は「CC又はRVC40」であり、トマトケチャップと非原産材料であるトマト（第07類）との間にHS番号2桁の水準における変更が起きているため、「トマトケチャップ」は品目別規則を満たす産品としてRCEP締約国の原産品（原産材料）と認められます。したがって、例示のドレッシングはRCEP締約国の「原産材料のみから生産される産品」となります。

(例) RCEP締約国で製造するドレッシング



# 繊維製品の品目別規則

**Q15** 品目別規則について、ASEAN協定に存在していた繊維製品の2工程ルールはRCEPでも適用はありますか。

**A15** RCEP協定では、生地⇒縫製の1工程ルールとなっています。

RCEP協定の繊維製品にかかる品目別規則は、第61・62類が「CC」、第63類が「CC」又は「CC又はRVC40」となっており、CCを適用する場合、非原産の生地を使用し、締約国において縫製を行えば、規則を満たす原産品と認められます。

## 軽微な工程及び加工

**Q16** 協定第3.6条の軽微な工程及び加工の規定において、これらの作業によりPSRを満たしたとしても、原産品とは認められないとあるが、それを判断するのはどの機関でしょうか。また、「軽微な工程及び加工」であるかどうかについての相談はどちらにすればよいでしょうか。

**A16** 協定第3.6条の「軽微な工程及び加工」に該当するか否かは、協定の規定に従い、最終的には輸入国税関が判断いたします。

日本からの輸出の場合、日本税関においてもアドバイスペースでご相談に対応いたしますが、輸入国税関における事前教示制度を活用されることが確実です。

※日本税関における文書による事前教示は、RCEP協定の発効前から受付を開始する予定です。具体的な日時等については税関HPであらためてご案内いたします（11ページ参照）。

## 僅少の非原産材料

**Q17** 協定第3.7条の僅少の非原産材料の規定について、どのような要件を満たす場合において、原産品として認められるのでしょうか。

**A17** 協定第3.7条の僅少の規定を適用する場合の要件は、関税分類変更基準を満たさない全ての非原産材料の価額の合計が最終製品のFOB価額の10%以下である必要があります。つまり、関税分類変更基準を満たさない非原産材料が複数ある場合においては、それらの合計金額がFOB価額の10%以下であることが要件となります。

# 僅少の非原産材料

(続き)

資料27ページの例は、マーマレード（第20類）の生産に使用された非原産材料のうちオレンジ（第8類）及び上白糖（第17類）については関税分類変更基準を満たしますが、レモン果汁（第20類）は同基準を満たしません。しかし、レモン果汁の価額が5USDでマーマレードのFOB価額（100USD）の10%以下であることから、僅少の規定を適用し、マーマレードを原産品とすることができます。

○非原産材料のオレンジ(第08.05項)、砂糖(第17.01項)、レモン果汁(第20.09項)を使用し、マーマレードを製造する。

※ マーマレード(第2007.91号)の品目別規則:CC(類の変更)



# 積送基準

**Q18** RCEP協定の積送基準について、第三国（中間締約国又は非締約国）を経由する場合、積送基準の要件を満たしていることを示すためにどのような書類が必要でしょうか。

**A18** 第三国（中間締約国又は非締約国）を経由する場合、第三国において、原産品について物流に係る活動以外の更なる加工が行われていないこと及び税関当局の監督下に置かれていることを証明する書類を輸入国税関に提出する必要があります。

日本への輸入においては、関税法施行令第61条第1項第2号ロに規定する「運送要件証明書」の提出が必要となり、具体的には次頁のような書類となります。

# 積送基準

(続き)

- 通し船荷証券の写し
- 税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
- その他の税関長が適当と認める書類
  - (例) 輸出締約国から第三国及び第三国から日本への運送関係関連書類  
(船荷証券等)
  - 倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類
  - 税関監督下の倉庫への搬出入記録の写し等

なお、課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略が可能です。

# 猶予期間

**Q19** 資料29ページの輸出者または生産者による原産地申告猶予とはどのような猶予でしょうか。

**A19** 資料にある「猶予期間」とは、申告の猶予ではなく、締約国における制度の導入についての猶予期間を示しています。RCEP協定は締約国に対し、輸出者・生産者による自己申告に基づく特惠要求の制度実施までに一定の猶予期間を認めています。

協定発効時に輸出者・生産者による自己申告制度を採用する国等、具体的な情報は発効前説明会においてご案内する予定です。

## 輸入後の関税上の特惠待遇の要求

**Q20** 日本においては、第三章原産地規則の第3.23条「輸入後の関税上の特惠待遇の要求」は適用されるのでしょうか。

**A20** 日本においては適用されません。

RCEP協定第3.23条1では、事後的な特惠要求が認められることになっていますが、同条2において、1の規定に関わらず輸入時に特惠要求を求めることができることとされており、我が国の場合は同条2を適用の上、許可前引き取り制度（BP）で対応する形となります。

# 原産品であるかどうかについての確認

**Q21** RCEP協定の検証制度はどのようなものですか。

**A21** RCEP協定においては、輸入締約国の権限ある当局は、第3.24条に規定する以下の方法により、第三者証明又は輸出者若しくは生産者による原産地申告に基づき輸入された産品が原産品であるか否かを確認することが認められています。

- (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
- (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
- (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
- (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
- (e) その他締約国が合意する方法

なお、上記の実施順序については、(d)の訪問による確認は(c)の実施後にのみ実施するとされている以外、特段の規定はありません。

# 原産品であるかどうかについての確認

(続き)

また、我が国への輸入にのみ実施が認められている輸入者による自己申告においては、(a)による確認のみ実施可能となります。それ以外の制度においては、第三者証明制度であっても自己申告制度であっても、手段は同じです。

我が国における具体的な検証の実施方法については、発効前説明会においてご案内いたします。

# 記録の保管に関する義務

**Q22** 原産性に関する輸入者の書類の保存義務について、どのような規定でしょうか。

**A22** 我が国への輸入に係る輸入者の書類の保存期間は、5年となります。原産品であることを証明するために保存すべき書類は、選択した申告制度によって異なり、以下の通りとなります。

ただし、輸入申告時に税関に提出した書類については、保存義務はありません。

- ・ 輸入者による自己申告制度  
原産品申告書を含め、産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録
- ・ 輸出者又は生産者による自己申告制度  
原産品申告書及び申告書作成者等から提供を受けている原産品であることに係る追加的な資料

# 記録の保管に関する義務

(続き)

- 第三者証明制度、認定輸出者による自己申告制度  
原産地証明書、認定輸出者による原産地申告